

2017年 迫害の危険にさらされている弁護士の日

中国において迫害の危険にさらされている弁護士に捧ぐ

Giornata dell'Avvocato Minacciato

लुसप्राय वकील दिवस

يوم المحامي المهدد

Ημέρα του Δικηγόρου που Κινδυνεύει



受迫害律師日

Journée de l'Avocat en Danger

Tehlikedeki avukatlar günü

ਸੰਕਟਮਈ ਵਕੀਲ ਦਾ ਦਿਨ

Día del Abogado Amenazado

TAG DER BEDROHTEN ANWÄLTE

Dia do Advogado Ameaçado

迫害の危険にさらされている弁護士の日

迫害の危険にさらされている弁護士の財団：オランダ・ハールレム

- 同僚を守るために、弁護士組織と弁護士会を団結させる
- 弁護士同士を積極的に連帯させる

2017年1月24日

中華人民共和国駐日本特命全権大使程永華閣下：

2010年以降、毎年1月24日は、「迫害の危険にさらされている弁護士の日」となっています。この日は、1977年、スペイン・マドリードにおいて、ファシストによって迫害の危険にさらされた弁護士を追悼する日であり、我々は、過去数年に渡って、トルコ、ホンジュラス、フィリピンを含む国々において迫害の危険にさらされている弁護士との連帯を表明してきました。

2017年のこの日は、中国における我々の同士、特に、恵まれない人々の人権を守ろうとしたがために、弁護士としての専門的役割・義務を果たす際に、攻撃を受け、沈黙させられ、抑圧され、脅かされ、拘留され、拷問を受け、さらには殺害さえされた全ての人々に捧げられます。

中国は、国際政治・経済の分野では台頭してきましたが、その法的環境は依然として混乱しています。

我々は、世界中の法律専門家として、中国において、近年、多くの司法改革が実行されてきたと言われているにもかかわらず、司法の独立が依然として多くの点で欠如していることを懸念しています。法の執行機関と司法との間に、効果的な権力の抑制と均衡が存在しない限り、弁護士や法律上の権利に関わる業務に従事する者は、その業務において危険にさらされ、迫害を受けることとなります。

懸念事項

1. 欠陥のある法と弁護士の権利

我々は、中国において、欠陥のある法律・規則の存在が、弁護士の実務への権利を弱める主要な要因の一つであることを懸念しています。

1.1 2012年の刑事訴訟法は、一定の前向きな要素も導入されていますが、弁護士の権利を制限し、警察の持つ権限を恣意的に拡大することを合法化し、制度化する目的で改正されました。

1.2 我々は、特に、「指定場所における居住監視」の規定（第73条）に注目します。同規定は、意味や定義の不正確な国家安全保障関連の犯罪における同法37条と組み合わせて適用されると、被疑者をどこに拘束するか、被疑者に弁護士を依頼する権利を与えるか否かについて、最長6か月間、警察に最大限の裁量を認めることとなります。

- 1.3 我々は、中国の法律執行機関が、近年、身柄拘束期間を延長しながら、同時に当該被拘束者の弁護士にアクセスする権利を奪う口実として、必ずしも十分な根拠や証拠がない中で、国家安全保障関連の主張を多く利用してきていることを指摘したいと思います。
- 1.4 この点について、我々は、特に、2015年7月以降、709事件において拘束された全ての弁護士や法律活動家に注目します。彼（女）らの大半が法律の欠陥の犠牲となり、法的代理人にアクセスする権利を奪われながら、「指定場所における居住監視」下に置かれています（「懸念される事案：身柄拘束中」参照）。
- 1.5 同様に問題なのは、2015年に改正された刑法に新たに追加された308条(1)と309条です。同条項は、弁護士が、「法律によれば漏洩されるべきでない」あるいは「重大な結果」を引き起こす可能性のある情報を漏洩すること、及び、「裁判所の秩序を乱すこと」を犯罪とすることを目的としています。これらの条項は曖昧でかつ対象が広範であるため、弁護士の法的義務を果たす権利やひいては表現の自由を制約するために利用されやすいと言えます。

2. 司法局と弁護士の自治

我々は、司法の行政部門である司法局の強大な役割や権限が、個人としても専門家としても弁護士の自治を妨害していることに懸念を抱いています。

- 2.1 我々は、2016年9月に法務省が公布し、同年11月1日に発効した改訂版の「法律事務所の管理に関する措置」及び「法律実務の管理に関する措置」に注意を払っています。
- 2.2 我々は、新たに改定された「法律事務所の管理に関する措置」が、第一に、政治イデオロギー的立場の独占（第3条・第4条）及び「重大で困難な案件」をどう扱うかについての直接的介入（第49条）を通じて、法律事務所を集合的管理メカニズムの一部として組み込むことによって、第二に、特に弁護士を対象として、広範かつ曖昧に定義された一連の振る舞いを禁止し（第50条）、弁護士から表現の自由を奪うことによって、弁護士及び法律事務所を司法局の精査の下に置くために改正されたことを深く懸念しています。
- 2.3 我々は、また、検察官及び被告弁護人側の双方に対し公平な処遇が与えられ、司法の独立が実質的に改善されることのないまま、「法律実務の管理に関する措置」に第37条から40条を追加することは、弁護士がその法的義務を果たす障害となり、弁護士の表現の自由を制約するために容易に濫用されかねないことを懸念しています。

3. 年次調査

我々は、年次調査システムが、「重大案件」の取扱いにおいて当局の「指導」に安易に屈しない弁護士や法律事務所を、弁護士資格を取り消すという方法で罰するあるいは脅迫するために利用されていることを問題視しています。

- 3.1 我々は、弁護士資格を「検印・認証する」専断権限は2010年に司法局の正式権限とされたこと、この権限は全国の弁護士から法律上の根拠を欠くとして挑戦を受けてきたことを理解しています。
- 3.2 この点について、我々は、李金星（別名：伍雷）弁護士が、2016年初頭に、山東省の済南司法局によって、年次調査で資格を認証しないと脅迫されたことを遺憾に思います。彼は、その後、2016年12月から1年間の資格停止という行政罰を受けました。
- 3.3 李金星弁護士は、有名な法律活動家である楊茂东（別名：郭飞熊）の被告弁護人でした。李は、後に、楊の公判における不正行為を指摘したことで、「裁判所の秩序を乱した」「裁判官の発言を妨げた」として罪に問われました。
- 3.4 また、大打撃を受けた北京鋒锐法律事務所の直近の状況も遺憾に思います。同法律事務所は、取締りに関連する何らの嫌疑・申立てがないにもかかわらず、人権弁護士である刘晓原を含む二人のシニアパートナーとともに、2016年の年次調査において資格の認証を拒絶され、その結果、通常の事務所運営を制約されています。この件は、連座、あるいは集団処罰の一種ではないかと強く疑われます。

4. 弁護士に対する拷問及び暴力

我々は、中国が、1988年以来、国連「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」の締結国であるにもかかわらず、拘留中又は違法に身柄拘束中の弁護士や法律活動家に対する、身体的・精神的・心理的苦痛を与える暴力行為が引き続き報告されていることに留意しています。

(<https://www.evernote.com/shard/s534/sh/e309c0d1-lcda-4a6b-8b05-b8f2936e2be6/44a2595401e3f2ce098823ba38193a4d>)

我々は、また、弁護士に対する身体的暴力の他に、威嚇・攻撃・罵倒が中国の法廷内外でありふれたものとして残っていること、これらの攻撃者が、（例えば、公安官、裁判官、裁判所警察等の）公務員・訴訟当事者・しばしばこれらの者の黙認のもとに振舞う暴力団員であることを認識しています。多くの場合、弁護士や法律活動家に対する暴行事件は調査が行われず、法的救済は実現されません。

- 4.1 2015年における数例を挙げれば、湖南省の文东海及び石伏龙弁護士、北京の崔慧弁護士、湖南省衡陽市の王甫、張磊及び刘金滨弁護士、広西壮族自治区の谢阳弁護士、遼寧省瀋陽市の王全璋、王宇、兰志学、董前勇及び李中伟弁護士、河北省の董前勇弁護士、並びに、済南の舒向新弁護士を挙げるすることができます。

- 4.2 2016年になっても状況は改善されていません。3月だけで、陝西の路航、黒竜江省の王子臣、江蘇省の李篤振と姜泉、そして湖北省の張心升の4件の事件がちょうど6日間もの短い期間に発生し、そのうちの3件が法廷内又は裁判所の施設内で発生しました。4件のうちの3件は、公務員が関与していました。
- 4.3 2016年6月、吳良述弁護士への暴行事件は、広西壮族自治区の裁判所の外から撮影された写真の中で、同弁護士のズボンの半部分が剥がれていたことで、世界中を驚かせました。
- 4.4 我々は、懸念のある事件の中でも特に、709事件において、拘束され逮捕された弁護士や法律活動家達の試練に注目します。湖南省の謝陽弁護士及び天津の法律活動家吳淦は、身体的暴力・睡眠や食事の剥奪・死刑囚監房への移送を含む拷問を受けたと主張しています。

懸念される事案

1. 身柄拘束中

上記記載の懸念事項とは別に、下記の事案の状況について注意喚起します。

1.1 江天勇：2016年11月21日以降失踪

江は、かつて北京の弁護士であり、その業務を理由に、2009年に弁護士資格を剥奪されました。

江は、2016年11月21日22時頃、709事件で起訴された人権弁護士謝陽の家族を訪問した後、湖南省長沙市において失踪しました。当局が、彼を行政処分として2016年11月21日から12月1日まで拘束したことを確認したのは、ほぼ3週間後の12月13日でした。

2016年12月23日、江の家族は、江が「国家転覆誘発」の罪により、2016年12月1日から「指定場所での居住監視」下におかれたという公式の通知を受け取りました。この段階では、江はまだ正式に逮捕も公訴提起もされていませんでした。

我々は、江天勇が、隔離された状態のままであることを懸念しています。彼の身体的・精神的な健康状態は不明のままです。

1.2 李和平：2015年7月10日以降隔離拘禁、公判待ち

李は、身柄拘束前まで北京の弁護士でした。彼は、2016年12月に、国家転覆罪を理由に起訴されました。

李は、2015年7月10日14時頃、警察によって家から連れ去られ、2016年1月8日に正式に逮捕されたという通知を2016年1月下旬に李の家族が受け取るまで失踪状態でした。李は、「国家転覆」の罪を犯したとされています。

李和平の事案は、警察による初回の調査手続と2回の追加調査手続が完了しています。

本書作成時点において、李の事案は公判待ち（日程は未定）です。

李和平の事案における、主要な違法行為・懸念点として、以下の点が挙げられます。

(1) 李の家族は、李の拘留の最初の5ヶ月間、正式な通知を受け取っておらず、李の居場所は不明でした。(2) 李は、2015年7月に最初に警察に連行されて以来、家族が選任した弁護士と面会することが許されていませんでした。彼の弁護士は、当局によって拒否され、事件記録にアクセスすることができませんでした。したがって、彼の身体的・精神的な状態は不明です。(3) 警察が、李に対し自白を説得するためのビデオを作成すべく、2016年に少なくとも二度、李の家族を唆そうとしたことも憂慮すべき事態です。(4) 李の妻である王峭嶺氏は、夫の事件について法的救済を求めている間、質問をされ、一時的に拘束され、監視され、脅迫され、顔に平手打ちをされ、家から追い出されるなど、何度も攻撃を受けています。(5) 当局は、居住許可証を発行しないことによって、李の6歳の娘が小学校に入学することを禁じています。

1.3 谢阳：2015年7月11日以降拘禁、公判待ち

谢は、身柄拘束前まで湖南省の弁護士でした。彼は、2015年12月に、国家転覆の誘発及び裁判所の秩序を乱したとの理由により起訴されました。

谢は、2015年7月11日5時頃、警察によって家から連れ去られました。2015年の下旬及び2016年1月に、谢が「指定場所での居住監視」下におかれ、正式に逮捕されたという通知を家族が受け取ったにもかかわらず、谢の家族が選任した弁護士は、2016年11月下旬まで谢に面会することができず、2016年12月中旬になってようやく事件記録にアクセスすることができました。

谢阳の事案は、警察による初回の調査手続と2回の追加調査手続が完了しています。本書作成時点において、谢の事案は公判待ち（日程は未定）です。

谢阳の事案における、主要な違法行為・懸念点として、以下の点が挙げられます。

(1) 谢は、最初の拘留からほぼ17ヶ月後の2016年11月下旬まで、家族が選任した弁護士にアクセスできませんでした。(2) 谢は、拘留中に拷問を受けたと認めています。(3) 谢の妻である陈桂秋氏は、夫の事件について法的救済を求めている間、攻撃を受け、脅迫され、中国本土からの出国を禁止されました。

1.4 王全璋：2015年7月10日以降隔離拘禁、起訴待ち

王は、身柄拘束前まで北京の弁護士でした。彼の事案は、2016年11月30日、検察院によって、国家転覆罪にかかる第2回目（最終の）追加調査のために警察に戻されています。

王は、2015年7月10日10時頃失踪し、2016年1月に「国家転覆罪」を犯したとの嫌疑で2016年1月8日に正式に逮捕されたとの最初の公式通知を家族が受け取るまで失踪の状態が続きました。

中国の刑事訴訟法によれば、王を起訴するか否かの決定は、遅くとも、2016年11月30日から2ヶ月半以内にされなければならないとされています。

王全璋の事案における、主要な違法行為・懸念点として、以下の点が挙げられます。

(1) 王の家族は、彼の拘留の最初の5ヶ月について正式な通知を受けておらず、彼の所在は不明でした。(2) 王は、2015年7月に最初に警察に連行されて以降、家族が選任した弁護士との面会を認められていません。王の弁護士は、当局から拒否されており、事件記録に対し一切のアクセスが認められていません。したがって、王の身体的・精神的な状態は不明です。(3) 警察は、王に対し自白を説得するためのビデオを作成すべく、2016年に少なくとも二度、王の家族を唆そうとしました。(4) 王の妻である李文足氏は、夫の事件について法的救済を求めている間、質問をされ、一時的に拘束され、監視され、脅迫され、家から追い出されるなど、何度も攻撃を受けています。(5) 警察は、王の三歳の息子が幼稚園に通うことを禁止するために、学校の校長に嫌がらせをしています。

1.5 吳淦：2015年5月に拘禁、2016年1月上旬に罪名が変更され調査が新たに開始、公判待ち

吳は、北京鋒鋭法律事務所の事務職員で、法律活動家でした。彼は、2016年12月に、国家転覆罪及び挑発シトラブルを引き起こした罪を理由として起訴されました。

吳は、2015年5月に福建省において初めて警察に拘束され、弁護士の事件記録にアクセスする権利を求める抗議活動に参加したとして、2015年7月3日、正式に逮捕されました。しかし、2016年1月、警察は、新たな犯罪の証拠を見つけたとして事案を新たに開始し、当該事案を709事件の大多数が拘留されている天津へと移送しました。

2016年8月、吳淦に対する申立ては変更され、国家転覆の罪及び挑発シトラブルを引き起こした罪になりました。

吳淦の事案は、警察による初回の調査手続と2回の追加調査手続が完了しています。本書作成時点において、吳の事案は公判待ち（日程は未定）です。

吳淦の事案における、主要な違法行為・懸念点として、以下の点が挙げられます。

(1) 吳の家族は、彼の身柄が福建省から天津へと移送されたことや罪名の変更について、正式な通知を受け取っていません。(2) 吳が最初に弁護士と面会したのは、天津に移送

されてから約 11 ヶ月後の 2016 年 12 月 9 日でした。(3) 吳は、拘留の期間中に拷問を受けたことを認めています。

2. 公開・公平な裁判

2.1 周世鋒：北京の弁護士・北京鋒鋭法律事務所の所長

周は、709 事件において、国家転覆罪で起訴され、2016 年 8 月 4 日に 7 年間の懲役にかかる判決宣告を受けました。

周は、2015 年 7 月 10 日の突然の失踪後の拘留中、上記各弁護士が経験した違法行為・懸念事項と同様の問題に遭遇しました。彼の家族は、彼の拘留にかかる正式な通知を受け取っておらず、また、彼の弁護士は彼と面会することができませんでした。また、周の家族が、周の弁護士を当局が指名した者に変更するよう警察から圧力をかけられたことが報告されています。

周の公判については、国内法の違反にかかる重大な懸念点があります。(1) 国内法に反して、公判の日程はたった一日前に告知されました。(2) 警察が、周の家族が住んでいた地域に駐留し、公判に出席しないよう警告しました。家族や家族の選任した弁護士は、最終的に公判を欠席しました。周が、家族に出席して欲しくないと考えていたという当局の主張は、何ら法律上の正当性がありません。(3) 公判は、法律の規定に基づき一般に公開されるのではなく、政府が取り仕切った人々及びメディアのみが出席しました。(4) 公判において周は、当局が指名した弁護士によって代理されました。(5) 公判前、周及び他の数人の被拘留者は、国の管理するテレビにおいて自白をさせられ、当該自白は国が管理する他のメディアを通じて複製・拡散されました。

2.2 唐荆陵：かつて広州の人権弁護士で、その業務を理由に、2005 年に弁護士資格を剥奪された

唐は、最初に拘留されてから約 1 ヶ月後の 2014 年 6 月に正式に逮捕されました。彼の拘留から約 1 年半後の 2016 年 1 月 29 日に最初の公判が開かれました。唐は、拘留中に拷問を受けたと主張しています。

唐は、Gene Sharp の出版物 5 点を複製し広めたことについて、「非暴力的な市民的不服従」として「国家転覆誘発」で起訴され、5 年間の懲役刑を宣告されました。

当局は、2016 年 1 月末に行われた唐の公判に、唐の家族が出席することを拒みましたが、これは最高人民法院が制定した「人民法院法庭規則」第 9 条に明確に反しています。

2016 年 5 月 31 日に、刑事訴訟法第 182 条・第 183 条に反して、弁護士の同席なく、秘密裡に行われた第 2 回公判（控訴審）は、最初の判決を維持しました。

2.3 夏霖：北京の人権弁護士

夏は、2014年11月8日、当時の一連のNGOの摘発において当局の標的となっていた活動家である郭玉閃の事件を引き受けた直後、警察によって、令状なしに家から連行されました。

彼は、2016年9月22日、「詐欺」の罪で有罪判決を受け、12年間の懲役刑を宣告されました。これは迫害された人権弁護士の中でも最も重い刑でした。

この事件は、夏が、拘束期間中弁護士へのアクセスを否定されたという事実のみならず、より本質的な事件の性質について議論を呼んでいます。夏の弁護人は、問題となっている金銭は多額であるものの、特段の不平・不満のない民事的領域でなされた友人・パートナー間の融資であったことを説得的に指摘しています。

夏の有罪判決は、中国における人権弁護士に対する政治的報復のまた一つの事案とみなされています。事件は控訴審に係属中で、期日は未定です。

3. 保釈

我々は、中国では、保釈制度が、無罪の推定を確保するための手段としてではなく、最終的に有罪とはできない人権弁護士や活動家に対する罰則や攻撃としてしばしば利用されていることを懸念しています。中国の刑事訴訟法によれば、保釈の対象者は、最大12ヶ月間、その事件の被疑者・被告人としての身分を保持し続け、移動や個人の自由を制限される可能性があります。

この観点から、我々は、以下の事案について注意を喚起します。(1) 一件を除き全ての事案で、現在保釈されている弁護士、弁護士のアシスタント、法律活動家は、1ヶ月から17ヶ月におよぶ拘留の期間中、弁護士にアクセスすることができませんでした。少なくとも二つの事案において、家族は、当局が指名した弁護士を受け入れるよう圧力を受けました。(2) 保釈された者の大部分は、移動の自由が大きく制限されたままの状態です。遠方の出身地に帰ることを強制されている者もいます。家族と再会するまでに、数週間も指定の場所に留まらなければならない者もいます。重要人物は、現在まで、釈放から数ヶ月が経過しても依然、厳格な監視下にあります。(3) 多くの人が、意見を自由に表明することや友人と接触することについて警告を受けています。

3.1 李春富：北京の弁護士で、2015年8月1日以降拘禁

李春富は、約3週間前に警察に連行された兄李和平を探している間の2015年8月1日に、警察に連れ去られました。李春富は、「国家転覆」の罪を犯したとの嫌疑で、1月8日に正式に逮捕されました。彼の拘束期間中、李は弁護士へのアクセスを否定されました。2016年7月、彼の妻は、警察から、当局が指名した弁護士を受け入れるよう圧力をかけられたと報告されています。

公式な記録によれば、李は、2017年1月5日に保釈されていますが、彼は2017年1月12日に北京の家に着しています。

しかし、最も衝撃的だったのは、李弁護士は、保釈時に、酷く傷を負った精神状態で、妄想・強い不安感に苦しめられており、体重も大幅に減った状態であったことです。李は、家族に対し、拘束期間中、低血圧のためとして「錠剤」を日々投与されていたことを報告しています。李の家族は、李が拘束前、低血圧の症状に苦しんでいなかったことを確認しています。また、彼の釈放から2日後の医療検査では、彼に低血圧の症状がないことが確認されています。その錠剤が何であったのかは、非常に疑わしいままです。

3.2 謝燕益：北京の弁護士で、2015年7月12日以降拘禁

謝は、2016年1月8日、国家転覆誘発罪を犯したとの嫌疑で、正式に逮捕されました。謝は、隔離拘禁から17ヶ月後の2017年1月5日に、保釈されました。2017年1月9日現在、彼の家族は、謝と電話で話すことはできていますが、直接会うことはできていません。

3.3 王宇：北京の弁護士で、2015年7月9日に失踪し、2016年1月8日に「国家転覆」の罪に基づき正式に逮捕され、2016年8月に保釈されるまで弁護士にアクセスすることができませんでした。家族は、現在も厳しい監視下にあり、王は移動の自由に制限を課されています。

3.4 包龙军：内モンゴルの弁護士、王宇の夫で、2015年7月9日に北京で失踪し、2016年1月8日に「国家転覆誘発」の罪に基づき正式に逮捕され、2016年8月に保釈されるまで弁護士にアクセスすることができませんでした。

3.5 任全牛：河南省の弁護士で、709事件で逮捕された法律アシスタント趙威の弁護人でした。任は、2016年7月8日に「挑発シトラブルを引き起こした罪」によって河南省鄭州市で警察に連行され、2016年8月6日に保釈されるまで一度しか弁護士にアクセスすることができませんでした。彼の妻は、彼の拘留中、嫌がらせを受け、脅迫されたと報告されています。任もまた、拘束中に職員から薬を与えられたと言及しています。

3.6 刘四新：かつて北京の弁護士で、2009年に恣意的な刑事暴行事件を理由として、弁護士資格を剥奪されました。刘は、2015年7月10日に連行され、2016年1月8日に「国家転覆」の罪に基づき正式に逮捕され、2016年9月末に保釈されるまで弁護士にアクセスすることができませんでした。

3.7 张凯：北京の弁護士で、2015年8月25日に、浙江省温州において、「治安を乱すために結集した」及び「国家機密及び情報を盗み、収集し、購入し、海外の組織に向けて違法に提供した」罪に基づいて警察に連行され、2016年3月に保釈されるまで弁護士にアクセスすることができませんでした。

3.8 隋牧青：広州の弁護士で、2015年7月10日に、「国家転覆誘発」の罪に基づいて警察に連行され、2016年1月に保釈されるまで弁護士にアクセスすることができませんでした。

3.9 黄力群：北京の弁護士で、2015年7月10日に、不明確な理由により警察に連行され、2016年1月に保釈されるまで弁護士にアクセスすることができませんでした。

3.10 谢远东：北京の弁護士研修生で、2015年7月10日に、「国家転覆誘発」の罪に基づいて警察に連行され、2016年1月に保釈されるまで弁護士にアクセスすることができませんでした。

3.11 李妹云：北京の弁護士研修生で、2015年7月10日に警察に連行され、2016年1月に「国家転覆」の罪に基づいて正式に逮捕され、2016年4月に保釈されるまで弁護士にアクセスすることができませんでした。

3.12 王秋実：黒竜江省の弁護士で、2016年1月9日に、特定されていない国家機密関連の犯罪に基づいて警察に連行され、2016年2月上旬に保釈されるまで弁護士にアクセスすることができませんでした。

3.13 赵威：李和平弁護士のアシスタントで、2015年7月10日に警察に連行され、2016年1月8日に、「国家転覆」の罪に基づき正式に逮捕され、2016年7月上旬に保釈されるまで弁護士にアクセスすることができませんでした。

3.14 高月：李和平弁護士のアシスタントで、2015年7月20日に警察に連行され、2016年1月8日に、「証拠隠滅を幫助した」罪に基づき正式に逮捕され、2016年4月末に保釈されるまで弁護士にアクセスすることができませんでした。

3.15 刘鹏：张凯弁護士のアシスタントで、2015年8月25日に、浙江省温州において、「治安を乱すために結集した」罪及び「国家機密及び情報を盗み、収集し、購入し、海外の組織に向けて違法に提供した」罪に基づいて警察に連行され、2015年12月に保釈されるまで弁護士にアクセスすることができませんでした。

3.16 方县桂：张凯のアシスタントで、2015年8月25日に、浙江省温州において、「治安を乱すために結集した」罪及び「国家機密及び情報を盗み、収集し、購入し、海外の組織に向けて違法に提供した」罪に基づいて警察に連行され、2015年12月に保釈されるまで弁護士にアクセスすることができませんでした。

中国は、以下の国際人権条約を批准しています（カッコ内は批准した年）。

- ・女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（1980年）
- ・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1981年）
- ・拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（1988年）
- ・児童の権利に関する条約（1992年）

- ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（2001年）
- ・ 障害者の権利に関する条約（2008年）

また、中国は、以下の条約に署名しています（カッコ内は署名した年）。

- ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約（1998年）

中国は、また、「弁護士役割に関する基本原則」を支持しています。同基本原則は、1990年に、キューバのハバナで開催された犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第8回国連会議で採択され、特に、国家に対し弁護士の安全を確保することを義務付けています。

さらには、習近平国家主席が、法の支配を促進し、中国国民の憲法上の権利を守ることを誓約している多くの事例を認識して、

また、国連・国連人権委員会の長年のメンバーであり、基本的人権にかかる条約の大半を締結している国家として、中国は、様々な人権法に記された指針や規定を遵守する国際法上の義務を負っています。

我々は、特に、以下の通り、国内法及び国際法双方の規定を引用します。

- ・ 中華人民共和国憲法 第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条及び第125条
- ・ 国連弁護士役割に関する基本原則 第1条、第2条、第16条、第18条、第20条、第23条、第24条、第26条、第27条、第28条及び第29条
- ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約 第2条、第4条、第7条、第9条、第14条、第18条及び第26条
- ・ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約 第1条、第2条、第4条、第10条、第11条、第12条、第13条及び第15条
- ・ 児童の権利に関する条約 第2条及び第28条

我々は、法の支配を支持し、社会正義を擁護する上での弁護士の役割、そして弁護士の権利が保障された場合にのみ市民の権利を守ることができるという強い信念を繰り返す述べます。

したがって、我々は、中国政府に対し、以下の事項に速やかに対応するよう要求します。

1. 国際社会の一員として、その法的義務を尊重し遵守すること、国際人権法の精神及び原則と一致した憲法その他の法律を厳格に遵守することによって、法の支配及び権利保護にかかる中国国民への厳粛な誓いを尊重し遵守すること

2. 違法に拘留され、公訴され、刑を宣告された全ての弁護士やその他の人々、特に、李和平、謝陽、江天勇、王全璋、吳淦及び周世鋒を含む 709 事件に巻き込まれた人々、並びに、唐金陵及び夏霖を含む 709 事件以外の事件に関する人々を釈放すること
3. 逮捕されまたは被疑者・被告人として拘束されている全ての弁護士その他の者の基本的権利（自己が選任した弁護士にアクセスする権利、十分な医療処置を受ける権利、面会の権利、及び拷問・非人道的扱いからの自由・自己負罪拒否特権を含むが、これらに限られない）を完全に保障すること
4. 弁護士の家族、同僚及び友人に対するすべて攻撃・脅迫・連座を止め、市民としての基本的権利が全て保障されていることを確約すること

我々は、さらに、中国政府に対し、以下の事項を実現するために、司法的・制度的改革に着手することを訴えます。

5. 法の執行機関と司法との間の効果的な権力の抑制と均衡を実現し、司法の独立の将来的発展を促進すること
6. 弁護士を抑圧し、弁護士から基本的人権を奪い、上記記載の国連による「弁護士の役割に関する基本原則」にある弁護士の専門家としての義務の履行を妨げる機能をもつ、刑法・刑事訴訟法・法律事務所の管理に関する措置及び法律実務の管理に関する措置の各条項のような不必要に厳格な立法を廃止することによって、制度的な人権侵害や市民社会の抑圧を終焉させること
7. 弁護士に対するあらゆる暴力や攻撃を止めること
8. 法の支配・刑事司法を守るために、弁護士や法律実務家の役割と機能を強化すること
9. 年次調査システムを廃止し、全ての中国の弁護士会において自由選挙を制度化することによって弁護士の独立を確約すること
10. 国際人権保護の原則・基準に則した国内法及び規則の条項を導入すること
11. 訴訟及び法的救済のための市民の権利を強化すること

我々は、中国が改革を強られるよう、国際社会が懸念や圧力を継続することを促し、権利保護と法的環境の改善のために中国で奮闘する弁護士及び法律実務家と連帯することを固く誓います。

敬具

Human Rights Now

7F Creative One Akihabara Bldg.

5-3-4 Ueno, Taito-ku, Tokyo 110-0005 JAPAN

Tel : +81-3-3835-2110

Fax : +81-3-3834-1025

info@hrn.or.jp



以下の法律家団体を代表して。

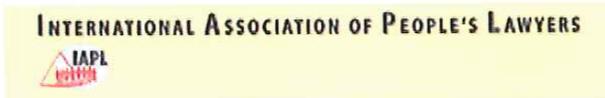
「迫害の危険にさらされている弁護士」の国際コーディネーター

Hans Gaasbeek – オランダ人権連盟副会長

弁護士（ハールレム、オランダ）

www.dayoftheendangeredlawyer.eu

hgaasbeek@gaasbeekengaasbeek.nl

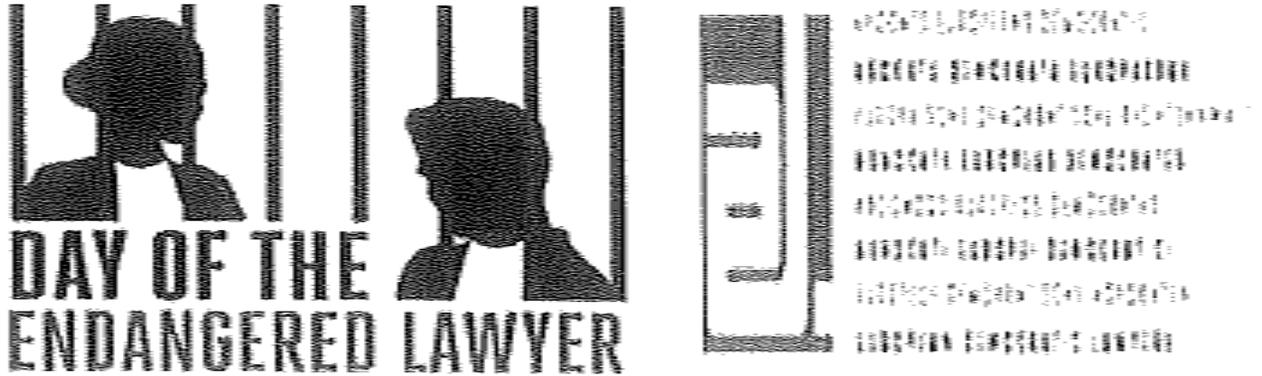


"People's lawyers should involve in cases, and issues that fundamentally affect the lives of a large number of people, usually a sector of society or even the whole society itself."



China Human Rights Lawyers Concern Group (CHRLCG)
中國維權律師關注組 中國維權律師關注組





「迫害の危険にさらされた弁護士の日」は、2009年に、ヨーロッパ民主法律家協会の弁護士保護部会の会長*のイニシアチブによって創設されました。このイニシアチブは、ミラノで弁護士を務めAEDの会長であった **Gilberto Pagano** によって強くサポートされました。「迫害の危険にさらされた弁護士の日」の目的は、世界中で迫害の危険にさらされた弁護士のための国際的な活動を組織的に強化することです。

ELDH 及び IADL との協力は 2011 年に始まりました。これは、「迫害の危険にさらされた弁護士の日」の基盤を強固にし、多くのボランティアが活動をサポートするようになりました。近年では、以下の弁護士団体、及び、法曹団体が重要なサポートを提供してくれています。

- IDHAE
- LAWYERS for LAWYERS
- CCBE
- Conseil national des Barreaux/OIAD (Observatoire)
- IDHAE
- Bureau de Bruxelles l'Ordre Francais
- UIA
- IAPL
- CHR Lawyers HK
- Avvocati Minacciati
- Colombia Caravana

www.dayoftheendangeredlawyer.eu

Hans Gaasbeek – オランダ人権連盟副会長、VSAN 前理事、15 年間にわたりヨーロッパ民主法律家協会の弁護士保護部会の会長を経験。